

第 2 号 (令和 2 年 1 2 月 2 1 日)

会 議 録

定 例 会

(再開)

令和2年12月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

令和2年12月21日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和2年12月21日午前10時02分 議長 西島寛道

閉会 令和2年12月21日午前10時26分 議長 西島寛道

応招議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

1番	奥田	俊夫	5番	岡田	久雄
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	木田ゆかり	議会書記	仁木 崇
議会書記	梶田 篤志	議会書記	辻井 祐介

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	島田 智雄
----	-------	-----	-------

参 与 西垣 義郎

理事兼地域創生推進室長事務取扱 藤岡 栄

理事兼上下水道課長事務取扱 中島 一也

企画財政課長 花木 秀章

教 育 長 中田 邦和

理事兼建設課長事務取扱 西岡 久

学校教育課長・高江 裕之
自然休養村管理センター館長兼務

住民福祉課長 野崎 裕美

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和2年12月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

令和2年12月21日（月）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 第3 議案第49号 井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件
- 第4 議案第57号 財産取得について同意を求める件
- 第5 発議第4号 新型コロナから医療・暮らし・事業を守るよう求める意見書
- 第6 議員派遣の件
- 第7 閉会中の継続調査の申出について

議事の経過

議長（西島寛道） 改めまして、皆さん、ご参集、ご苦労さまでございます。

町長より、議案第57号として、財産取得について同意を求める件が追加提案として提出されております。また、谷田みさお議員より、発議第4号、新型コロナから医療・暮らし・事業を守るよう求める意見書が提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

ただいまから令和2年12月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、奥田俊夫議員、5番、岡田久雄議員を指名いたします。

次に、日程第2、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長（野崎裕美） それでは、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件につきましてご説明申し上げます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、嶋田昌和氏、満74歳。

京都府綴喜郡井手町、田中義孝氏、満65歳。

京都府綴喜郡井手町、中村育子氏、満64歳。

なお、任期は令和3年7月1日から3年であります。

他の委員は、村田照久氏でございます。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これをもって提案理由の説明を終わります。

この件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を採決します。

諮問第2号に意見なしとすることに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。よって、諮問第2号は意見なしと決定いたしました。

日程第3、議案第49号、井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 岡田久雄総務文教常任委員長。

5番(岡田久雄) 5番、岡田久雄です。

総務文教常任委員会委員長報告。ただいま議題となっております議案第49号、井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は、12月14日に招集いたしまして、4名の委員全員出席の下、町長並びに副町長、関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。その質疑の中から主な内容について、ご報告申し上げます。

公費負担制度を利用する場合に、契約書の作成は必ず必要なのかとの質疑に、公職選挙法の一部改正により、井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとして条例制定に至ったものであり、契約書の提出は必要となるとの答弁がありました。

供託金について、供託金の没収点はどのようになっているのかとの質疑に、有効投票総数に対して、議員定数10で割って、さらに10で割った数値未満の得票数であれば、供託金は没収となり、選挙運動に係る費用の公費負担は対象とならないとの答弁がありました。

公費負担制度は、要した費用に関係なく定額なのか。また、提出した関係書類は情報公開の対象になるのか。必要な書類、保管しておくべき書類にはどのようなものがあるのかとの質疑に、費用は実費を公費負担とするものであるが、上限額を上回れば、その上限額となる。また、提出いただいた書類は情報公開の対象となる。なお、収支に関する報告書等が必要な書類となり、その保存期間は3年であり、この公費負担も収支に関わることであるため、

同じく3年は保存していただくことになるとの答弁がありました。

選挙運動用自動車に関して、燃料は全て公費負担の対象になるのか。また、選挙に関して、利用した業務用自動車の場合の燃料も公費負担の対象か。レンタカーの場合、返却日が投票日当時になった場合も公費の対象となるのかとの質疑に、選挙運動用自動車として認められる車両であれば、燃料費は全て公費負担の対象となるが、対象は告示の日から選挙執行日の前日までであり、投票日は対象外である。また、選挙運動用自動車でない他の車の燃料代は、公費負担の対象として認められていないことから、対象外となるとの答弁がありました。

選挙運動用自動車に関して、マイクや看板等、オプションの附帯料金は公費負担の対象か。運転手の雇用は複数人になっても対象となるのかとの質疑に、スピーカー等の装飾費用は対象外であり、あくまでも車両のレンタルに関してのみが公費負担の対象となる。また、運転手について、複数人と契約することはあり得るが、公費負担の対象となるのは1日当たり1人のみであるとの答弁がありました。

ポスターの作成については、全て公費負担の対象となるのか。また、名刺やその他印刷物は対象になるのか。上限があるなら、その枚数と単価は幾らなのかとの質疑に、町内のポスター掲示場は40か所であるため、枚数の上限は40枚。1枚当たりの単価は8,288円となる。よって、最大で上限額は33万1,520円となる。名刺やその他印刷物は対象外であるとの答弁がありました。

親族であっても、レンタカーやタクシー事業者であれば契約できるのではないか。また、ポスター等の印刷で、公費負担の対象となる金額や枚数の契約書が必要となるのかとの質疑に、個別具体的に契約書で確認しながら、公費負担の対象になるのか判断していきたい。生計を一にする親族以外であれば、契約はできる。ただし、同一生計の親族であっても、レンタカー等の業務を生業としている場合は、契約は可能である。また、ポスター等の印刷で、契約において、公費負担より多い枚数であっても、わざわざ公費対象分のみを個別に契約してもらう必要はない。確認して、公費対象分のみを支払うことになるとの答弁がありました。

次に、採決を行いました結果、議案第49号、井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件は、賛成全員で

原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここに報告いたします。

以上です。

議長（西島寛道）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　9番、谷田みさおです。

議案第49号に反対の立場で討論を行います。

今回の公職選挙法改定によって、町村議選でも15万円の供託金納付が全国一律に義務づけられました。町村議選では候補者の成り手不足が叫ばれている中、供託金導入によって候補者乱立を防ぐなどという導入理由は成り立ちません。逆に、多様な人材の議会参加、立候補に関わる環境改善に反するものであり、認められません。

今回条例提案されている新たな公費負担の対象となるものでありますが、選挙用自動車や選挙用ポスターについては、既にほとんどの候補者が自費で行っているものであり、有権者に候補者の政見等を知らせるためにメリットが増えるというものではありません。選挙用ビラについては、新たに設けられるもので、有権者にとって知る権利が増えるといえるかもしれませんが、枚数は1,600枚と町村議の場合、限られており、全世帯に配付される選挙公報などには劣るのではないのでしょうか。

公費を活用するとすれば、制約も多く、手続も大変煩雑であるため、このような改定、このような条例制定には反対いたします。

議長（西島寛道）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　これで討論を終わります。

これから、議案第49号、井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手多数です。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第57号、財産取得について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) それでは、議案第57号、財産取得について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

井手町立小・中学校情報機器整備事業について、下記のとおり財産取得をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、取得する財産の名称、2井教学第4号、井手町立小・中学校情報機器整備事業。2、取得金額、金3,117万4,000円、うち取引に係る消費税額、金283万4,000円。3、取得の相手方、京都府京都市南区東九条松田町138番地2、キノビクス株式会社京都支店、支店長、福永 悟。4、取得の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回の小・中学校情報機器整備事業につきましては、児童・生徒が学校の教室等で1人1台利用するタブレット端末を整備するものであります。

また、契約履行期間は、地方自治法の規定による議会の議決の日の翌日から令和3年3月26日までを予定しております。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本尚憲議員。

2番(脇本尚憲) 今回の整備事業なんですけども、何台分を想定されているのか。

また、今後、コロナ感染拡大等で学校で授業が受けられない場合に、自宅に持って帰って使用するということの想定をされているのか。また、その想定された場合、W i - F i の環境など、そういったものが自宅にない方への配慮、また、そういった通信についての月々の通信費用については、どうふうにご考慮しておられるかお答えください。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) 脇本議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回整備する台数であります、合計で470台であります。

そして次に、この活用であります、まずは学校で活用することを考えておきまして、今のところ、今の時点で家庭に持ち帰るということまでは考えてはおりません。

続いて、W i - F i の環境であります、今回、本年度中に貸出用のモバイルルーターを整備することとしております。ただ、ルーターの方は無料でお貸しできるんですけど、通信費については、家庭の方の負担と考えております。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 一般競争入札による契約ということですが、他の入札に応じた業者と入札額、そして落札率をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

他の応札業者であります、京都電子計算株式会社、入札額が2,902万円。今回の入札の落札率は94.8%でありました。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第57号、財産取得について同意を求める件を採決します。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第5、発議第4号、新型コロナから医療・暮らし・事業を守るよう求める意見書を議題とします。

発議第4号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 9番、谷田みさおです。

新型コロナから医療・暮らし・事業を守るよう求める意見書を提案させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の第3波によりまして、医療崩壊の危機が現実のものとなり始めております。また、感染拡大の影響は飲食・観光業をはじめ多くの事業者を直撃しており、廃業、倒産、雇い止め等による生活困窮への対策も一刻の猶予なく求められております。

ところが、12月8日に閣議決定された政府の経済対策は、持続化給付金など、事業者への直接支援は終了する。雇用調整助成金特例措置は2月末までと縮小の方向まで示されております。また、医療体制への直接支援となる医療機関への減収補填については、いまだ拒み続けております。その一方で、感染症対策に逆行するG o T o事業は6月まで延長する。ポストコロナに向けた基金創設や国土強靱化の名による公共事業などに巨額の予算を積もうとしております。順番が違うのではないのでしょうか。

今、政府に緊急に求められているのは、第3波の危機から国民の命と暮らしを守ることです。よって、政府が直ちに、予備費7兆円もあるわけですから、それを活用して以下の政策に取り組むことを求めます。

1点目として、医療機関にまだ届いていないというところがある緊急包括支援交付金を直ちに届け切り、医療従事者の処遇改善、体制強化、医療機関

の減収補填などに直ちに直接支援を行うこと。

2点目、自治体が医療機関、高齢者施設等への一斉、定期的PCR検査（社会的検査）や大規模、地域集中的PCR検査をちゅうちょなく行えるよう、地方負担分は今、事後交付となっているものを直ちに都道府県に交付すること。

3点目、年末に事業を潰さないために、金融機関の貸し渋りや担保を求める、春に融資した返済を今返せと求めるなどのそういう対応を改めさせ、資金繰り、雇用維持、事業継続への支援に全力を尽くすこと。

4点目に、住居確保給付金の拡充、生活保護及び生活福祉資金の特例措置、休業支援金などの積極的な活用を呼びかけ、年末年始の失業や生活困窮への相談・対応体制をつくること。

5点目に、政府の分科会からも厳しい意見が出ているGOT事業は直ちに中止し、観光・飲食業等への直接支援策に転換することを求めたいと思っています。

特にGOT事業については、政府の分科会が、頼むから見直しをと求められて、そのすぐ直後にやるのかと思いきや、そこからさらに何日間か考えます、そして実施は2週間後ですということ、一時停止にはなっておりますが、あまりにも政府の危機感がなさ過ぎる。

この点は地方からどんどん意見を上げていかなければならないと考えておりますので、ぜひこの意見書にご賛同をお願いいたします。

以上です。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第4号、新型コロナから医療・暮らし・事業を守るよう求める意見書を採決します。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手少数です。したがって、発議第4号は否決されました。

日程第6、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

次に、日程第7、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、令和2年12月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時26分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西 島 寛 道

署名議員 奥 田 俊 夫

署名議員 岡 田 久 雄